

第四部

第二回 参議院司法委員会會議録第三十四号

昭和二十三年五月二十九日(土曜日)

本日の會議に付した事件

○刑事訴訟法を改正する法律案(内閣送付)

午前十時三十八分開会

○委員長(伊藤修善) 只今より司法委員会を開会いたします。本日は本委員会に予備付託せられましたところの、刑事訴訟法を改正する法律案を議題に供します。先ず本法案に対する提案理由を伺います。

○政府委員(木内實重) 只今上程に相成りました刑事訴訟法を改正する法律案の提案の理由につきまして御説明申上げたいと思います。

新憲法は、各種の基本的人權の保障につきまして格段の注意を拂つておるのであります。が、なかんずく刑事手続に關しましては、我が國における從來の運用に鑑みまして、特に第三十一條以下數條を割いて極めて詳細な規定を設けておるのであります。而もこれら新憲法の規定は、英米法系の色彩の濃いものであります。これを完全に実施するためには、大陸法系の傳統の下に作られた現行刑事訴訟法には、根本的な改正を加える必要があらしたもので、尙又新憲法は、第六章におきまして、司法権の獨立を強化し、最高裁判所に違憲立法審査権や規則制定権を與え、その構成にも特別の配慮をいたしておるのであります。そのため、新たに裁判所法や檢察廳法の

制定が必要とされたのであります。が、この方面からも、現行刑事訴訟法には幾多の改正が免れないことになったのであります。

政府におきましては、先に臨時法制調査會を設け、憲法附屬の他の諸法律と共に、刑事訴訟法改正法律案の要綱につきましても、審議客を得まして、これにその後の研究の結果を加え、昨春一應の成案を得るに至つたのであります。が、いろいろの事情でそのまゝこれを提案する運びにいらなかつたのであります。それで止むなく、新憲法の要求する最小限度の手当をするため、この案の中から要点を抜き出して、應急的措置を講じて、新憲法施行の日を迎えた次第であります。

これが即ち日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に關する法律であります。以下簡単に應急措置法と略稱いたします。が、新憲法下の刑事手続は、この應急措置法と現行刑事訴訟法とが二者一体となつて、その下に運営されているのであります。政府におきましては、その後も引き続き研究を進めて参り、昨秋、最高裁判所の規則制定権との關係等をも考慮に入れまして、先程申上げました案に更に修正を加えた案を完成したのであります。而して今回、更にこの案に対して、有力な學者、裁判官、檢察官、弁護士等の意見を参酌し、根本的な修正を加へまして最終案を決定し、國會に提出し、ここに御

審議を受ける運びになつた次第であります。

本案は、御覽のように七編五百六十六條から成る極めて膨大なものであります。これを現行刑事訴訟法と比較しますと、編別、章節の区分は大体後者に倣つておるのであります。大體後者の特別權限に屬する訴訟手続及び私訴の二編がなくなり、第一編總則で、被告人訊問の章がなくなり、新たに証人、證物、鑑定人の章がなくなり、第三編第一審で予審の章がなくなり、第三編中に証拠の章が新たに追加された外、一、二章節を併せたものがある程度であります。條文の数は、附則はこれを別として、九十七條條を減じましたが、これは私訴等を削つたことや、手続の細部のものでも裁判所の規則に譲つたものがあるためであります。

次に本案の内容に入つて御説明を申上げることいたします。本案は、長年慣れ親しんで來た大陸法系の刑事手続と新憲法に現れた英米法系の刑事手続とを渾然調和させることによつて新しい刑事訴訟法の確立を目指したものであります。改正点は極めて多岐に亘り、その一つ、がいずれも重要なものを含むものであります。その一々の詳細の説明は別に更に申上げることにいたしまして、特に重要と思はれる四つの点につきまして、一應申上げることにいたしたいと思ひます。

先ず第一の点は、公訴提起の方式の改正であります。従來は、公訴の提起と同時に捜査書類及び証拠物を全部裁判所に提出してしたのであります。が、本案では、起訴状には、裁判官に事件について予断を抱かせる虞のある書類その他のものを添附したり、又はその内容を引用したりしてはならないことにいたしました。従來の方式では、どうしても裁判官は公判前に被告人に面接する前に、記録を調査し、被告の概略を頭に入れることによつて予断を抱き易い傾きがありました。で、今後は、公判前に公判官は、裁判官はできるだけ白紙の状態に置き、公判の審理によつて初めて事件の心証を得るようになしたのであります。これによりまして眞に公平明らかな裁判が確保されるわけであり、尙本案の考え方といたしましては、公訴の提起は、裁判所に對し審判の範圍を限定するものと共に、被告人のために防禦の範圍を明確にさせることを目的とするものであります。この後者は、従來我が國ではその重要性が十分意識されていなかったものであります。が、本案ではこの方面をも極めて重視しておるのであります。従ひまして、公訴の提起は口頭におこなふことを許さず、必ず書面に記載することとし、且つ提訴状に公訴事實を記載するに訴因を明示してすべきものと、罪名を記載するに罰條を示すべきものと、起訴状はこれを必ず被告人に送達すべきものと、又公訴事實の同一性を害しない限度で起訴状に記載された訴因又は罰條の追加、撤回又は変更を許すが、この場合には

被告人の十分な防禦の準備ができる余裕を與へるべきこと等を定めておるのであります。これらの点は我が國の刑事裁判の實務の上におきましても、被告人の人權を保障する面におきましても、眞に画期的のものであらうかと思ひます。

第二の点といたしましては、公判の審理及び証拠に關する部分の改正であります。前述の公訴の提起の方式の改正と表裏を成して、本案では徹底的な公判中心主義が採用されることになつたのであります。殊に後述すべき控訴審に關する改正と相俟ち、第一審の公判が名実共に全刑事手続の中心となるように構想されているのであります。この部分に關する改正として特に重要なのは、一旦指定された公判期日の変更には慎重な手続を経なければならぬものと、審判の迅速化を図り、又従來のような被告人訊問の方式を止め、被告人に黙秘権を認め、ただ被告人が任意に供述する場合にのみその供述を求め得ることとし、被告人の當事的地位を高め、又長期三年を超ゆる罪に當る事件につきましては、弁護人がなければ開廷できないものといたしました。このような事件につき弁護人がないときは國選弁護人を附するものと、被告人の保護を一層厚くしたこと等であり、尙弁護人は、拘禁中の被告人と官憲の立会なしに面接等を行うことができることになつておる点も御留意願ひたいと思ひます。次に証拠の点であります。が、公判

廷における自白と公判廷外の自白とを区別せず、自白だけを唯一の証拠として有罪の認定をすることができないものとし、従来のような自由を偏重する傾向を是正し、又傳聞証拠を極度に制限し、例えば捜査官の調書やこれに代る証言等は、例外的に、極めて限られた場合にのみ証拠となし得るものとし、その場合を詳細に規定し、証拠の一節を設けた次第であります。尚いゆるアレイメントの制度は、被告人の保護に欠ける嫌いがあるので、これを採用せず、又交互尋問制は尙研究を要すべき点があるもので、明文上はこれを取上げず、ただ運用の面でこれに近い方式が採り得るようになっておることを附言して置きます。

第三の点といたしましては、審級制度の改正について申し上げたいと思ひます。先ず、控訴審を従来のように覆審とし、改訂後では、従来は御承知のように、控訴審では、事件を最初から調べ直して、新しい判決をする構造になつていたのでありますが、本案のように第一審の手続が極めて簡重になり、且つ被告人の保護の方法も十分厚くなつた以上、控訴審で従来のように覆審することは、實際上の見地から不可能に近いことであり、且つ被告人の保護のためにも絶対不可欠ということができないので、本案では覆審の制度は止め、事後審の制度としたのであります。即ち控訴審は専ら第一審の判決の当否を批判する審級とし、原判決に不当な点があればこれを破棄し、原則として原審に差し戻し、調べ直しをさせることにしたのであります。尚控訴の申立をしたときは、別に控訴趣

意書を提出すべきものとし、その方式を詳細に定めて、原判決の攻撃すべき点を明らかにさせることにしたのであります。尤も控訴審では、控訴趣意書で攻撃して來ておる点以外の点でありまして、苟しくも破棄の事由に當るものを発見したときは、原判決を破棄し得ることになつておる点に御留意願ひしたいと思います。次に上告審は最高裁判所のみがこれを取扱うこととし、上告理由は、憲法違反であること、若しくは憲法の解釈を誤つたこと、又は判例違反があることに限り、以上告審の主たる任務が憲法問題の裁判と法令の解釈の統一にあるべきことを明らかにすると共に、別に最高裁判所は、法令の解釈に関する重要事項を含むものと認められる事件につきましては、特別に上告審として事件を受理することができるとし、又量刑不当、事実誤認等があつて、原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認める場合にも、原判決を破棄することができるとし、以て最高裁判所が具体的事件について必要な判決を與へ得る道を拓いたのであります。この最高裁判所の権限は、現行刑事訴訟法と應急措置法との中間を行くものとして適切なものであらうと思ひます。尚刑事につきましては、控訴審は全部高等裁判所、上告審は最高裁判所で取扱うものとする前提の下に、本案ができておることを附言いたして置きます。

最後に、檢察官と警察官及び警察吏員との刑事訴訟法上の關係について申し上げます。申すまでもなく、警察は、警察法の制定によりまして、當然犯罪捜査の職責を負ふことになり、警察官及び警察吏員は、従来のように檢察官

の補佐又は補助としてではなく、独立の主体として犯罪の捜査をする態になつたのであります。尚檢察官との關係につきましては、別に法律で定めるところによるとされておりました。これは両者の關係が新しい刑事訴訟法で終局的に確定されることを予定してしたのであります。本案におきましては、この点につきましては、先ず刑事訴訟法上の概念として、従来の司法警察官に相当するものとして司法警察職員、司法警察官に相当するものとして司法警察員、司法警察吏に相当するものとして司法巡査の用語を用いることとし、警察官及び警察吏員は、他の法律又は國家公安委員會、都道府縣公安委員會、市町村公安委員會若しくは特別区公安委員會の定めるところによつて、司法警察職員として職務を行ふものとし、檢察官と司法警察職員とは捜査に關し互に協力すべきものとしておるのであります。而して檢察官は、従来のように自己を補助し又は補助する者に対する指揮といふことはなく、独立の捜査主体たる司法警察職員を予定し、これに對し控訴を實行するため必要な犯罪捜査の重要な事項に關する準則を定めるための一般的指揮権、捜査に協力を求めるための必要な場合において必要あるときの捜査の補助をさせるための指揮権の三種の権限を認められまして、これに従わない場合には、懲戒又は罷免の訴追をすることができるとされておるのであります。檢察官と司法警察職員たる警察官及び警察吏員の刑事訴訟法上の關係は、このように定められたわけでありまして、これは警察法の理念

にも背馳せず、且つ我が國の實情にも適合し、最も妥當なるものと考へられるのであります。

以上簡單ながら刑事訴訟法を改正する法律案の最も重要と思われる点を略説いたした次第であります。何分、先程も申し上げましたように、本案は、基本人権の保障を強調する新憲法の附屬法典といひまして、最も重要なものの一つであり、國內的にも國際的にも注目の的となつておるのであります。又極めて重大且つあらゆる面で画期的なものを含んでおるのであります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(伊藤修善) 尙引續き本案に對する一般説明を政府委員からお伺ひすることになります。

○政府委員(木内富雄) 引續きまして御説明申し上げます。刑事訴訟法を改正する法律案の提案の趣旨及び改正の最も重要な点、四点につきましては、法務總裁代理として説明いたしました。更に私から本案の全編に亘りまして、改正の要点を、條文の順序に従つて説明いたしたいと思います。

裁判所の規則制定権との關係について先ず申し上げます。本案の内容に入ると前に、本案の立案に當つて、憲法第七十七條に基く裁判所の規則制定権との關係を如何に考へられたかという点を説明いたします。憲法第七十七條によりますれば、最高裁判所及びその委任を受けた下級裁判所は、訴訟に關する手続について規則を制定する権限を與えられておるのであります。一方憲法三十一條は「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」と規定しておるのであります。そこでこの兩者の關係につきましては、この兩者の關係にありまして、政府におきましては、國民の基本的人權に直接關係のある事項及び刑事訴訟の基本的構造に關する事項は、憲法第三十一條によつて當然法律によるものとして、この方針に基き本案を立案いたしましたのであります。併しながら他面憲法第七十七條が裁判所に規則制定権を與えておる趣旨を考慮しまして、現行法中單純な手續規定は、これを規則に譲り、本案はこれを削除しておるのであります。

次に全編に亘り順次改正の要点を御説明申し上げます。

先ず事件の移送といふことについて申し上げます。第一編第一章裁判所の管轄は概ね現行法通りであるのであります。が、新たに事物の管轄を同じくする他の管轄裁判所への事件の移送の制度を設けたのであります。これは本案が極めて徹底した直接審理主義、公判中心主義を採用した結果、被告人の現在地管轄を有する裁判所において審判するよりも、犯罪地若しくは被告人の住所等を管轄する裁判所において審判する方が被告人の保護ともなり、又審理の便宜も得られるので、この制度を採用したのであります。これは第十九條であります。

それから次に裁判所職員の回避の問題であります。第二章におきまして裁判所職員の回避の制度を規定しなかつたのであります。これは、回避は單なる裁判所の内部規律の問題でありますので、裁判所の規則に譲つた方がよいというので削除したわけであり

ます。

次に弁護の關係であります。第四章
ありますので、本案におきましては、
とし、公訴の提起前におきましては、
次に訴訟記録の公開、何人も、被告
りますけれども、これが司法に關する

す

りますけれども、これが同時に勾留の條件とはされなかつたのであります。即ち從來の刑事訴訟法におきましては、勾留の理由は勾引の理由であり、従つて住居不定というような事実があれば、極端にいへば、犯罪の嫌疑があつたのであります。本案は、その第六十條におきまして、從來の建前を一變しまして、勾留の理由としては常に「被告人が罪を犯したことを疑うに足る相當な理由」があることを要件とし、全然嫌疑のないものが拘束を受けることのないように、裁判官に対して審査の義務を課することになつたのであります。但し、逆に申せば、本案においては、犯罪の嫌疑のある者は、たとえ住居不定にあらずとも一應勾留され得ることになつたのであり、この意味においては必ずしも勾留し得る場合を制限したとは言えないのであります。が、そのような場合に關しましては、後で申述べます保釈制度等の活用によりまして、不必要な勾留を努めて救済しようとしておるのであります。次に從來の刑事訴訟法においては、勾留期間を二ヶ月としておつたのでありますが、これは現行刑事訴訟法の百十三條であります。本案においてはこのような規定は設けなかつたのであります。ただし從來の運用の実情を見ますに、二ヶ月という期間の制限は、形式的な更新によつて多くの場合有名無実となつておるのであります。本案におきましては実効の伴わなない制限はこれを設けぬことといひまして、保釈、勾留取消等の運用によつて、不当に長期に亘る勾留を救済しようと考へておるのであります。

次にその二は、不当又は不必要な勾留に対する救済であります。右に申したごとく、本案においては犯罪の嫌疑があれば身柄を拘束し得ることが一應の建前となり、勾留期間に制限がないのであるから、不当又は不必要な勾留を防止するため十分の救済手段が設けられなければならないことは当然であります。そこで次の規定が設けられたわけであり、一は身柄拘束と弁護人選任の規定であります。これは六十七條乃至七十九條であります。被疑者たる被告人たるを問はず、苟くもその身柄が拘束された場合には、直ちに弁護人選任権を告知され、且つこれを選任し得ることは應急措置法において定められたところであり、本案においてはこれを全面的に踏襲したのであります。第七十八條及び七十九條は、弁護士、弁護士会又は弁護人若しくは親族等に対する通知義務を新たに定め、これによつて被告人が不当又は不必要な勾留を争ひ得る途を開いたものであります。その二は勾留理由開示の手続であります。これは八十二條乃至八十六條に規定されております。本手続は、憲法第三十四條の規定に基づき、應急措置法中に設けられたものであります。本案においてもこれを規定し、勾留中の被告人は自分が勾留された理由を知ることができるようであります。その三は勾留理由の不存在又は勾留 unnecessary の場合であります。この場合における勾留取消は八十七條、勾留の理由又は勾留の必要がなくなった場合には、請求又は職権によつて勾留を取消すべきものとしたのであります。その四は保釈、これは八十八條及

び八十九條、九十條であります。保釈については八十九條に若干の例外の場合を設けましたが、それ以外の場合には保釈を許すべきものとしたのであります。例外に当る場合でも裁判所の裁量を以て保釈を許し得ることは言ひまでもないのであります。更に職権によつて保釈を許し得る途を開くこととしたのであります。その五は不当に長期に亘る勾留の取消し又はその場合における保釈、勾留による拘禁が不当に長くなつたときは、裁判所は請求又は職権により勾留を取消すか、保釈を許さなければならぬものとしたのであります。

以上が勾留される場合の被告人に対して設けられた救済規定の概要であります。次は勾引、勾留の手続に関するいろいろの規定であります。次に本章中の勾引、勾留の手続に関する規定について一言申し上げますが、これらは一見しますと、現行刑事訴訟法、又は應急措置法のそれと大差がないようであり、するが、詳細に比較検討いたしますならば、本案の規定が従来の手続規定よりも詳細を極めておりまして、勾引、勾留の執行について厳格な制限を課しておることがお分りのことと思ひます。ただ一つ、その中にある第七十三條第三項が、急速を要する場合に、令状をその執行の際呈示するに注意して頂きたいのであります。令状は執行の際常にこれを呈示するのが理想であることは改めて申すまでもないところであり、この原則を徹底いたしますと、すでに令状が発せられておつても、たゞ令状を所持しておらなければ被告人を逮捕し得ないという不都合な場合も生じ得るので、この例外を特に設けたわけであり、ます。

以上が第八章中の重要と思われる規定の説明の概略であります。次に第九章に入るわけであり、その前にちよつと御注意をお願いしたいのは、本案においては、現行刑事訴訟法が「被告人の召喚、勾引及勾留」の章の次に設けておる「被告人の取調」の章を削除したということであり、ます。本案においても、被告人の供述を求める場合もあり得ることになつておるのであります。従来のごとき被告人取調は裁判手続の中心ではなくなつたので、これを一つの章として規定せんことにいたしましたのであります。

第九章押収及搜索の点について申し上げます。本章は裁判所の行方押収及び搜索につき規定を設けたものであります。而して本章の規定は、現行刑事訴訟法の規定と対比しますと、次のごとき諸点が特徴をなしておると考えられます。

その一は、令状主義の徹底、これは百六條であります。従来の考え方におきましては、裁判所は必ずしも押収、搜索をなし得るのであつて、裁判所の押収、搜索には令状は不要であるとも考えられたのであります。が、本案はこの点に關し新たな見解を取りまして、裁判所の行方押収、搜索については令状を必要とするにいたしましたのであります。その令状は裁判官以外の者がこれを執行すべきものとしたのであります。これは百八條であります。

その二は押収令状、搜索令状執行と人権尊重の規定であります。押収令状、搜索令状の執行は、これが乱暴に行われた場合、極めて人権を侵害する虞があることは逮捕状、勾留状と些かも変わりがないのであります。よつて本案におきましては特に次のごとき制限規定を設けまして、人権の侵害を防止せんことを企図したのであります。その一は、呈示義務であります。令状は、処分を受ける者の請求の有無に拘わらず、これを示さなければならぬものとしたのであります。これが百十條であります。その二は夜間の執行であります。令状を夜間執行するためには、その旨を記載することを要するものとしたのであります。これが百十六條であります。言い換へますれば、裁判官に對して夜間執行の許可を求め、その許可を得て初めて執行し得ることとしたのであります。その三は目録の交付、百二十條、押収したものは必ず押収品目録を交付すべきものとしたのであります。その四は運搬又は保管に不便な物の委託、これは百二十一條であります。従来の刑事訴訟法におきましては、この種の保管の委託はこれを命じ得ることになつておるのであります。が、本案におきましては相手方の承諾を條件としたのであります。

次は押収拒否権制度の合理化であります。これは百五條であります。これは後で申述べますが、証人取調の章の中、第四百九條に對應する改正であります。被告人、被疑者の尋問が非常に制限された刑事訴訟制度の下におきましては、傍証の蒐集が犯罪証明にとつて極めて重要なことは改めて申すまでもないところであります。特殊の業務に従事する者が、業務上委託を受けて保管し所持する物で、他人の秘密に關するものを無闇に押収すること、不当に人の秘密を侵し且つ業務自体を冒瀆するものである。併しなから、業務に基く押収拒否権は飽くまでも人の秘密の正当なる保護と業務の保護との点にその合理性が認めらるべきものであります。これが犯人隠蔽或いは罪証隠滅にまで濫用されるものでないことは当然であります。そこで第百五條において、新制度の下における傍証の重要性に鑑みまして、従来の規定を多少合理的に変更することとしたのであります。

次は第十章の檢証の点であります。本章におきましては、後で申述べまする鑑定に章におけると同様に、身体の検査をなす檢証につきまして特別の規定を設けたのであります。身体の検査は、野外における犯罪現場の檢証等と異りまして、その方法如何によつては、その処分を受ける者の人権を侵害する程度が大いからであります。と同時に、新制度の下におきましては、これが証人尋問と同様に重要な証明方法となることもあり得ることを考慮しまして、正当な理由なく検査を拒否する者に対しては制裁を科し得ることとしたのであります。これは百三十二條、百三十三條、百三十四條、百

分を考慮いたしますれば、裁判官みづからが押収、搜索の現場において活動するといふようなことは甚だ面白くないと考えたからであります。又他面、常に令状を要することが憲法第三十五條の明文にも合致すると思へたからであります。

その二は押収令状、搜索令状執行と人権尊重の規定であります。押収令状、搜索令状の執行は、これが乱暴に行われた場合、極めて人権を侵害する虞があることは逮捕状、勾留状と些かも変わりがないのであります。よつて本案におきましては特に次のごとき制限規定を設けまして、人権の侵害を防止せんことを企図したのであります。その一は、呈示義務であります。令状は、処分を受ける者の請求の有無に拘わらず、これを示さなければならぬものとしたのであります。これが百十條であります。その二は夜間の執行であります。令状を夜間執行するためには、その旨を記載することを要するものとしたのであります。これが百十六條であります。言い換へますれば、裁判官に對して夜間執行の許可を求め、その許可を得て初めて執行し得ることとしたのであります。その三は目録の交付、百二十條、押収したものは必ず押収品目録を交付すべきものとしたのであります。その四は運搬又は保管に不便な物の委託、これは百二十一條であります。従来の刑事訴訟法におきましては、この種の保管の委託はこれを命じ得ることになつておるのであります。が、本案におきましては相手方の承諾を條件としたのであります。

次は押収拒否権制度の合理化であります。これは百五條であります。これは後で申述べますが、証人取調の章の中、第四百九條に對應する改正であります。被告人、被疑者の尋問が非常に制限された刑事訴訟制度の下におきましては、傍証の蒐集が犯罪証明にとつて極めて重要なことは改めて申すまでもないところであります。特殊の業務に従事する者が、業務上委託を受けて保管し所持する物で、他人の秘密に關するものを無闇に押収すること、不当に人の秘密を侵し且つ業務自体を冒瀆するものである。併しなから、業務に基く押収拒否権は飽くまでも人の秘密の正当なる保護と業務の保護との点にその合理性が認めらるべきものであります。これが犯人隠蔽或いは罪証隠滅にまで濫用されるものでないことは当然であります。そこで第百五條において、新制度の下における傍証の重要性に鑑みまして、従来の規定を多少合理的に変更することとしたのであります。

次は第十章の檢証の点であります。本章におきましては、後で申述べまする鑑定に章におけると同様に、身体の検査をなす檢証につきまして特別の規定を設けたのであります。身体の検査は、野外における犯罪現場の檢証等と異りまして、その方法如何によつては、その処分を受ける者の人権を侵害する程度が大いからであります。と同時に、新制度の下におきましては、これが証人尋問と同様に重要な証明方法となることもあり得ることを考慮しまして、正当な理由なく検査を拒否する者に対しては制裁を科し得ることとしたのであります。これは百三十二條、百三十三條、百三十四條、百

は、檢証官のみが上訴して、その上訴

す。その四は保釈、これは八十八條及
られておつても、たま／＼令状を所持
けだし一方において裁判官の地位、職
次は押収拒否権制度の合理化であり
十二條、百三十三條、百三十四條、百

三十七條、百三十八條の規定でありま
す。但しこの制裁を科する裁判に対し
ましては、別に抗告の途が認められて
おります。これは四百二十九條であり
ます。

次は第十一章証人尋問の点でありま
す。前申したごとく、本案におきまし
ては、被告人及び被疑者に対して一切
の供述を拒否する権利を認めました結
果、今後の裁判におきましては、傍証
の蒐集が犯罪の証明に極めて重要な
ものとなつたのであります。中でも
証人尋問は特に重要な役割を果すこ
となつたのであります。他面、重要な
証人はでき得る限りこれを公判廷で尋
問し、然らざる場合にも被告人に対し
て十分に審問の機会を與えなければな
らぬというのが、憲法第三十七條に規
定する原則でもあるのであります。こ
のような観点から、本案は、従来の刑
事訴訟法中の証人尋問に関する規定を
或る部分多少修正いたしまして、又新
たな規定を設けることとしたのであ
ります。

その一は、証言拒否制度の合理化、
これは百四十六條及び百四十七條であ
ります。従来の刑事訴訟法の百八十六
條及び百八十八條におきましては、一
定の親族関係又はこれに準ずる関係の
ある者の間におきましては、全面的に
証言を拒否し得ることになつてゐたの
であります。言い換へますれば、この
特殊の関係があることさえ立証されれ
ば、被告人に不利な証言は勿論のこと
と、有利な証言でさえも拒否し得ると
いうことが理論的には可能であつたの
であります。而も實際の運用におきま
しては、この規定の利用されたことは
余りなくして、多くのこの種の証人は

進んで被告人のために有利な証言をな
し、その際被告人に不利な証言まで
も強いられるという例も少くはなかつ
たのであります。これは証言の全面的
拒否を規定し、それを部分的に拒否し
得るといふことに對して明確な考え方
がなかつた結果と思われるのでありま
す。如何に考えましても、有利な証言
まで拒否し得るといふのは合理的なも
のとはなし難いのであります。眞實の
有利な証言は、これを得ることが、被
告人のためにも、裁判の公正のため
にも望ましいことであるのであります。

新法の下におきましては、証人の取調
については、尋問の一つ／＼に對して
異議を申立てる権利を認めたのであり
ます。申立てるから、弁護人その他の者の異議
申立により、証人が自己と親族関係に
ある被告人に不利な証言を強いられ
るということは十分に防止されるので
あります。このような考えから、本案
におきましては百四十六條、百四十七
條において、自己又は自己と特殊の関
係にある者が刑事訴訟を受け又は有罪
判決を受ける處ある証言のみについて
拒否権を認めることになつたのであり
ます。次に本案百四十九條は、前申
しました押収、搜索の章における第百
五條と相並んで、特殊の業務に従事す
る者は証言の拒否権についても規定の
趣旨を合理的ならしめたものでありま
す。

その二は宣誓制度の合理化、これは
百五十四條、百五十五條であります。
従来の刑事訴訟法二百一一條、二百二
一條におきましては、宣誓せしめずに尋問
すべき証人の種類を極めて廣範圍に規
定しておつたのであります。その趣旨
を察しますに、これら証人はどうせ

多少の嘘又は不正確な証言をするであ
らうから、むしろ宣誓せしめずしてこ
れを尋問し、虚偽と眞實との混合した
証言の中から、裁判官が眞實を察見し
ようというにあつたようであります。

併しながら多少なりとも偽証を容認す
るがごとき制度は合理的なものといひ
難いのであります。一方において不利
な証言はこれを拒否することを認め、
他方においては証言する者に對し
て眞實を期待し又は要求することが正
しいと思われるのであります。殊に従
來の理論においても、宣誓した上の証
言と、宣誓しない証言との間には、証
言能力、証明力等において法律上何ら
差異はなく、宣誓せざる証言のみを証
憑として有罪を認定することも可能で
あつたことを思へば、或る種の証人に
對しては宣誓せざるはならぬという理
由が極めて乏しいと言わなければなら
ないのであります。以上のような考慮
から、本案におきましては、宣誓の趣
旨を理解し得ざる者を除きまして、す
べての証人に宣誓を命ずることとした
したのであります。

その三は証人を十分に審問するの権
利であります。これは百五十七條乃至
百五十九條であります。本案は、証人
が公判廷以外において尋問される場合
に關し、立会権、尋問請求権を新たに
規定したものであります。この三ヶ條
は讀んで頂けば趣旨おのずから明瞭で
あると考へるのであります。

の証言拒否等につきまして、從來より
も重い制裁を科し得ることとしたので
あります。尙これらの制裁の裁判に對
しても抗告の途が認められておるので
あります。これは四百二十九條であり
ます。

次は第十二章の鑑定であります。本
章には三つの新しい規定が設けられ
ました。一つは第六十七條の留置
状、二つには第六十八條の許可状で
あります。又この両者は應急措置法に
も規定されていなかったものでありま
す。この種の重要な処分は令狀主義を
徹底しようという考えに基くものであ
ります。その三は、本章においても身
体検査について特別に規定しまして、
人權の保護に慎重を期することとなつ
たのであります。これが百七十二條で
あります。

次は第十三章の通訳及び翻譯、本章
におきましては新しい規定はありま
せん。現行刑事訴訟法通りでありま
す。

それから第十四章証憑保全。本章は
全然新しい規定であります。趣旨と
するところは、第七十九條に明瞭で
あるように、被告人、被疑者が公判に
おいて使用すべき証憑を公判前に裁判
所に請求して保全することを認めたの
であります。

次は第十五章訴訟費用。本章におき
ましては、百八十一條第三項の改正に
御注意が願ひたいのであります。これ
は檢察官のみが上訴を申立てた場合
に、その上訴が誤つていたことより生
じた訴訟費用は、これを被告人に負担
させることができないとしたのであり
ます。これに關連しまして、第三百六
十八條乃至三百七十一條におきまして

は、檢察官のみが上訴して、その上訴
が誤つていた場合に、費用の補償を規
定しておるのであります。

次は第二編に移りまして、第二編第
一章捜査要件であります。

先ず第一に司法警察制度でありま
す。本法案におきまして、現行法通
り司法、警察の制度を存置いたしたの
であります。併し新警察法によりま
すれば、自治体の吏員である警察吏員が
あるので、これを包含して從來通り司
法警察官吏という名称を用ひるのは適
当でないで、総括的名称として司法
警察官吏と稱し、從來の司法警察
官に相當するものとしたしましては司
法警察員、司法警察吏に相當するもの
としたしましては司法巡査の名稱を用
いたのであります。而して警察法上の
警察官及び警察吏員は、本法案第八
十九條によりすべて司法警察員とな
り、森林、鐵道その他特別の事項につ
いてのいわゆる特別司法警察官は、本
案第九十條に基く司法警察官職員指
定法によつて司法警察職員として指
定されるわけでありまして、本案にお
きては、司法警察職員は犯罪があると
思料するときは、犯人及び証憑を捜査
するものとする包括的規定を設けて
いるだけであつて、司法警察員又は司
法巡査の権限の差異に關し特に定義的
規定は設けなかつたのであります。こ
の権限の差異はこの章中にそれ／＼規
定があり、要するに司法警察員は個々
の事件の捜査の主宰者であり、逮捕狀
その他の令狀の請求権、及び逮捕した
身柄を釈放すべきか、檢察官に送致す
べきかの決定権は司法警察員に與えら
れておるのであります。尙捜査を遂げ
て事件を檢察官に送致すべき義務も司

法警察官に負わされてゐるのであります。警察官及び警察吏員中如何なる階級の者を司法警察官とし或いは司法巡査とするかは、各都道府県國家地方法警察及び各自治体警察の実情に即しまして、これを決定するのが適當でありますので、他の法律又はそれらの公安委員會の定めるところに譲つたのであります。これが百八十九條の第一項であります。

次は檢察官の捜査指示乃至指揮権の問題であります。警察法の根本原則であるところの警察の地方分権化の調整を図りますために、司法警察官吏の捜査はすべて檢察官の補佐又は補助としての捜査とする現行法の建前を改めまして、司法警察職員を獨立の捜査主体と改め、これに第一次捜査責任を認めると共に、檢察官の捜査指揮権を合理化しまして、公訴を實行するために必要な犯罪捜査の重要な事項に関する準則を定める一般的指示権、捜査の協力を求めるために必要な一般的指揮権及び檢察官の行つた捜査の補助をさせるための指揮権の三つとしたことは、先程提案の理由の説明において御説明申し上げた通りであります。

公訴を實行するために必要な犯罪捜査の重要な事項に関する準則は、現行の司法警察職務規程に相當するものであります。一般的指示権は、かかる準則即ち職務規程を定めるものに限られるのであります。捜査の協力を求めるための一般的指揮権とは、廣く一般的に犯罪捜査計画方針を立て、これに協力を求めるための一般的指揮をするのであります。檢察官みづから犯罪を捜査している場合であると否とを問わないのであります。

す。檢察官の行つた捜査の補助をさせるための指揮権といふのは、檢察官が特定の犯罪を捜査してゐる場合に、直接その指揮下に加つて捜査の補助をさせるための指揮権をいふのであります。捜査手続が國家刑罰権の実現を図る刑事手続の第一段階であることは申すまでもないところであります。この捜査手続自体が法に適つて遂行されなければ、正義の顯現もこれに期し難いのであります。捜査手続自体を法に適つて執行せしめるためには、檢察官の指示又は指揮は絶対に必要であります。殊に現在の司法警察官の質的低下を考えると、本案のごとき指示又は指揮権は実情に即したものと考へられるのであります。尙檢察事務局長、檢察長、又は檢察正は、司法警察職員が正当な理由がなく檢察官の指示又は指揮に従わない場合において必要と認める場合、その懲戒又は罷免の訴追をするのであります。この訴追とは單なる請求とに違ひまして、この訴追があれば當然懲戒又は罷免の手続が開始されることを意味するのであります。

次は被疑者の取調についてであります。本案におきましては、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をすることについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取調べるのであります。この場合被疑者は、逮捕又は勾留されてゐる場合以外に出頭を拒み、又は出頭後もいつても退去することができるとき、更に檢察官等は取調に際して被疑者に対し予め供述を拒むことができる旨を告げなければならぬものといたしたのであります。これは從來や

やもすれば行われがちでありました自白の追求を防止し、憲法第三十八條第一項の趣旨に従ひ、被疑者の人権を保障するために特に規定を設けたものであります。これは百九十八條一項、二項であります。

次は被疑者以外の者の取調についてであります。本案におきましては、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をなすに必要がありまるときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取調べ、又はこれに鑑定、通訳若しくは翻譯を囑託をすることができるのであります。この場合これらの者は、前申した被疑者の場合と同様に、出頭を拒み又はいつても退去することができるとしたものであります。これは憲法の精神に従つてこれらの者の人権を保護するために規定を設けたものであります。併し犯罪の捜査上重要な証人が出頭又は供述を拒んだ場合には捜査に支障を生じ、個人の人權を保障することによつて、却つて公共の福祉に反する結果を來すので、かかる場合は第一回公判期日前に限り、檢察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができるとしたのであります。而して若しその者が裁判官の尋問に対し、正当の理由なくして更に出頭又は供述を拒んだ場合には、総則第十一章証人尋問の規定に従ひ、罰則の適用を受けることになつておるのであります。更に檢察官等の取調に際して任意に供述した者が、公判期日においては、他から圧迫を受け供述を翻す虚偽があり、而もその者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合には、証拠を保全するため、第一回公判期日前に限りま

して、檢察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができるとしたのであります。これが二百二十三條、二百二十六條、二百二十七條であります。

次は逮捕並びに公判提起前の勾留期間であります。逮捕手続につきましては、令狀による場合、緊急逮捕の場合及び現行犯逮捕の場合といずれも應急措置法におけると同様であります。逮捕より公訴提起までの手続については又同様であります。ただ應急措置法の下におきましては、檢察官が勾留の請求をした場合には、その日から十日以内に公訴の提起をしなければ直ちに被疑者を釈放しなければならぬこととなつておりますが、本法案では、止むを得ない理由がある場合には、この期間を通じて總計十日以内に限り延長することができるとしたのであります。これは將來の捜査において、自白の偏重を避け、傍証の集收に重点がおかれるために、捜査に從來よりも多くの日数を要する場合があることが予想されるので、止むを得ない事由がある場合に限り、裁判官にこの期間の延長を請求することができるとしたのであります。これは二百八條の二項であります。

次は準現行犯の点であります。準現行犯につきましては、改正案の規定するところは現行法と同様であります。ただ現行法の下におきましては、犯行時と逮捕時との時間的關係がやや廣く解釈せられておりますが、本法案では、現行法の準現行犯たる理由の外、罪を行ひ終つてから間がないと明らかに認められるときに、これを現行犯とみなすこととしたし、

犯罪時との時間的關係を明らかにしたものであります。これは現行犯の本質上、かように犯行と時間的に接近する場合のみを準現行犯とすることが相當であると思はれますので、この点について現行法よりやや狭く規定したのであります。これは二百十二條であります。

次は身体検査令狀の請求についてであります。檢察官、檢察事務官又は司法警察職員が犯罪捜査のため行つた差押、搜索又は検証につきましては、裁判官に対して令狀を請求し、これによつて行ななければならぬことは應急措置法と同様であります。特に身体検査を行う場合には、検査を受ける者の人權を保護するため、身体検査令狀によることを要するものといたしましたのであります。身体検査令狀を請求する場合に、身体の検査を必要とする理由及び身体の検査を受ける者の性別、健康狀態等を裁判官に示すことを要し、裁判官は、身体検査を受ける者の人權を保護するために、身体検査に關し適當と認める條件を附することができるといたしましたのであります。これは二百十八條であります。

次は尊屬親に対する告訴、告発の禁止の撤廃であります。現行法におきましては、祖父父母又は父母に対しては告訴又は告発をすることができないことになつておるのであります。が、本法案におきましてはこの禁止規定を削除いたしました。尊屬親に対する告訴、告発の禁止は從來我が國の淳風美俗に基くものとされたのであります。が「すべて國民は、法の下に平等である」とする新憲法下におきましてこれを削除するのを適當と認め、本法案に

公訴の提起があつたものとみなされる

公訴の時効につきましては、刑法第百

合であると否とを問わないのであり、また、いたしたのであります。これは從來や、するため、第一回公判期日前に限り、これを現行犯人とみなすこととしたし、を削除するのを適当と認め、本法案に

は規定しないことにいたしましたのであります。

次は告訴の取消であります。現行法におきましては、告訴は第二審の判決あるまではこれを取消することができることになっております。これは御承知の通りであります。が、改正案におきましては、告訴の取消は公訴の提起前に限るものとしたのであります。これは一旦被害者が告訴をし、これに基いて公訴が提起された以上は、事件は國家の手に移つたものであつて、その後において尙裁判所における訴訟手續の進行が告訴権者の意思によつて左右されることは適當でないといふので、告訴の取消は公訴の提起前のみに限るものとしたのであります。これが二百三十七條であります。

それから次は外國の代表者等の告訴又はその取消の特例に関する点であります。告訴又はその取消は、檢察官又は司法警察員に対してなされるべきものであります。が、刑法第二百三十二條第二項の規定によりまして、これは名譽毀損の關係であります。が、外國の君主又は大統領に代つてその國の代表者が名譽毀損の告訴又はその取消をする場合、及び外國の使節に対する刑法第二百三十條又は第二百三十一條の名譽毀損の罪については、その使節が告訴又はその取消をする場合には、特に外務大臣に対してこれをすることができるとしたのであります。これは國際外交上の観点から、かかる特例を認めることが相當であると考えたからであります。これは二百四十四條であります。

次は第二章公訴の点について御説明申し上げます。先ず第一に公訴の時効であります。

公訴の時効につきましては、刑法第八十五條の單純賄賂罪の短期時効を廢止し、これを通常の罰金に當る罪として三年の時効期間に改めた外、拘留又は科料に當る罪の時効期間を六月より一年に延長いたしました。これは單純賄賂罪につきましては、特に短期時効を認める理由に乏しく、拘留又は科料に當る罪については、六月の時効期間は短かいものと認めたからであります。これが二百五十條であります。

次は時効の停止の点であります。現行法におきましては、公訴の時効は、公訴の提起、公判の処分又は第二百五十五條の規定によりなされた判決の処分より中断されたのであります。が、改正案におきましては時効の中断の觀念を廢止して、時効は公訴の提起によつてその進行を停止し、管轄違ひ又は公訴棄却の裁判が確定したときからその進行を始めるものとしたのであります。但し公訴提起の手續が法令の規定に違反したため無効であると、又は起訴狀の謄本が適法に被告人に送達されなかつたために公訴の提起がその効力を失つたときは時効は停止しないといふことにしたのであります。尙犯人が國外にいる場合、又は犯人が逃げ隠れておるために有効に起訴狀の謄本の送達ができなかつた場合には、時効は、その國內にいる期間又は逃げ隠れておる期間は、その進行を停止するものとしたのであります。これは現行法のごとく、公判の処分又は判決の処分により時効の中断を認めるときは、これらの処分によつて繰返し時効は中断され、被告人に不利であるのみでなく、手続も繁雜であるから、むしろ時効の中断の觀念を排し、

て、時効は公訴の提起によりその進行を停止するものとしたのであります。尙時効の中断の觀念を排する結果、犯人が國外にいる場合又は國內において逃げ隠れておるため、起訴狀の謄本が送達できない場合、その間に時効が完成し、遂に公訴提起が不可能となることを防ぐために、かかる期間は時効は進行を停止するものとしたのであります。これが二百五十二條の一項、二百五十五條であります。

次は起訴狀であります。公訴の提起は、起訴狀を提起してこれをすることであり、起訴狀には被告人の氏名、その他被告人を特定するに足る事項、公訴事実及び罪名を記載し、公訴事實についてはできる限り日時、場所及び方法を以て、罪となるべき事實を特定して訴因を明らかにし、罪名については、適用すべき罰條を示して、これを記載しなければならぬものとしたのであります。而して公判の裁判は、後で申し上げますが、先ず訴因を明示して記載された公訴事実に対してなされるものであります。から、檢察官は、必要に應じ、同一公訴事実につきまして數個の訴因及び罰條を、予備的に又は択一的に記載することができることとしたのであります。更に本案におきましては、公判中心主義を徹底し、且つ當事者訴訟主義を廣く採用いたしました結果、公判期日前に裁判官に、事件について予断を抱かしめることを防止するために、かかる虞のある書類等は一切起訴狀と共に提出することを禁じ、起訴狀は、現在行われているごとく訴訟書類を添附することなく、原則として單獨に提出されることとし、その記載内容についても、かか

る虞のある書類等の内容を引用することとを禁じたのであります。これは二百五十六條であります。

次は告訴人、被告人又は請求人に対する檢察官の処分の通知であります。現行法の下におきましては、告訴事件については、檢察官は、その処分の結果を告訴人に通知することになつておるものであります。が、改正案においては、これを廣く告訴人、請求人にも拡張して、更に若しその事件について公訴を提起しない処分をいたした場合においては、告訴人、被告人又は請求人の請求があれば、その不起訴理由を告げなければならぬものとしたのであります。これはかかる告訴人、被告人又は請求人は、その事件の処分に対して種々の利害關係を持つておるのでありますから、その処分の結果を通知し、又若し請求があるならば、不起訴理由をも告げることが適當であると考えたからであります。これが二百六十條、二百六十一條の規定であります。

次は刑法第九十三條乃至第九十六條の罪についての公訴の特例であります。いわゆる人権蹂躪事件即ち刑法第九十三條乃至第九十六條の罪につきまして、告訴又は告発した者は、檢察官の不起訴処分に不服があるときは、その檢察官を所屬の檢察廳の所在地を管轄する地方裁判所に、事件を裁判所の審判に付するべく請求することができるとしたものであります。この場合、当該地方裁判所がその請求について審理した結果、若し請求が理由あるものと認めて、事件を管轄地方裁判所の審判に付すべき旨を決定いたしましたとき、そのときにその事件について

公訴の提起があつたものとみなされるのであります。而してこの事件につきましては、弁護士の中から指定された者が、その公訴の維持に當るものとしたのであります。これはかかる種類の犯罪については、檢察官の処分が公正でない場合があるかも知れんことを慮るのであります。特に公訴の提起に代る手續を認めたものであります。その事件の公訴維持についても、これを檢察官の責任において行わしめることなく、裁判所によつて指定せられた弁護士をして担当せしめることとしたのであります。これが二百六十二條から二百六十九條までの規定であります。

第三章公判。公判は第一審の公判が如何なる構造を持つかによつて、訴訟法全体の骨格が決まるといふことができます。と思ふのであります。その意味におきまして、今回の改正に際して、特に重点をここに置くと共に、被告人の基本的人權の保障と、実体的眞實の發見と、公平なる裁判所の迅速なる公開裁判の実現との三つの要求を如何に調和せしめるかについて、慎重なる考慮を拂つたのであります。從來の公判に関する規定は、裁判官の識見と力量とに信頼を置いておる点が多く、その意味において、運用によつては勝れた裁判を期待することができたのであります。が、一面その運用よろしきを得なければ、公判の手續が形式的に流れ、書面審理の弊を生ずる虞があつたのであります。而も實際運用上に必ずしも弊なしとしない状態であつたのであります。そこで、今回の改正では、公判の手續及び証拠に関する規定に可なり根本的な修正を加へ、その結果、

公訴の提起があつたものとみなされるのであります。而してこの事件につきましては、弁護士の中から指定された者が、その公訴の維持に當るものとしたのであります。これはかかる種類の犯罪については、檢察官の処分が公正でない場合があるかも知れんことを慮るのであります。特に公訴の提起に代る手續を認めたものであります。その事件の公訴維持についても、これを檢察官の責任において行わしめることなく、裁判所によつて指定せられた弁護士をして担当せしめることとしたのであります。これが二百六十二條から二百六十九條までの規定であります。

従来の規定はその面目を一新したと申しても過言ではないのであります。

次にその内容の主なる点を、公判開廷前の手続、開廷の条件、公判期日における手続及び証拠、その他の四項目に大別して、これを説明いたします。

第一の公判開廷前の手続。起訴状の謄本の送達。裁判所は、公訴の提起を受けたときは、遅滞なく起訴状の謄本を被告人に送達しなければならぬこととしたのであります。これは二百七十一條第一項であります。起訴状は、その後の公判手続の基礎となるものであります。裁判所は、起訴状に記載された事実の存否を審判するのであり、被告人はこれに對し防禦の方法を講ずるのでありますから、被告人の保護のためこの制度を採ることとしたのであります。勿論、すべての事件について必ず起訴状の謄本を送達しなければならぬというところは論議の余地もないといえませんが、送達の方法については、具体的場合に應じて便宜な方法もとれるのでありますから、敢てこの改正を行うことにいたしましたのであります。

次は公判開廷前の勾留に関する処分。次に起訴後の第一回の公判期日までの間に、公判裁判所をして事件の内容に深く関與せしめることは、前申し通り起訴状には証拠を添附し、又はその内容を引用してはならないという原則に反することとなりますので、起訴後の第一回公判期日まで生ずべき勾留に関するいろいろの処分、例え、勾留の理由の開示、保釈或いは勾留執行停止等の処分は、公判最初の裁判所をして取扱はしめず、他の裁判官をして行はしめることとしました。これ

は二百八十條であります。

次は公判期日の変更。次には公判期日の変更について慎重なる手続を経なければならぬこととした点であります。現在公判の期日の変更は裁判長の自由裁量となつておるために、諸般の事情があるものとは思いますが、とかく変更が容易に行われ勝ちであつて、そのため審理の期間が長延し嫌ひがあるものであります。併しそれは迅速な裁判を國民に保障せんとする新憲法の精神に反するのであつて、改正案におきましては、期日の変更は裁判所が行うべきものとし、更に訴訟関係人の意見を十分聴かなければならぬものとすると共に、裁判所がその職権を濫用して期日を変更したときは、訴訟関係人から司法行政上の監督権の発動を促すことができるものとしたのであります。これは二百七十六條、二百七十七條であります。

次は公判開廷の条件。公判開廷の條件についての主要な改正点は、被告人又は弁護人の出頭を要する規定に重要な変更を加えたこととあります。

その一は被告人の出頭の点であります。先ず被告人の出頭であります。現在、現在在罰金以下の刑に當る事件については、すべて被告人の出頭を要せず、又如何なる事件についても、判決宣告の際には被告人の出頭を要しないことになつておるのであります。が、判決の宣告は現在においても決して軽く考へるべき問題ではなく、被告人に對し裁判所の最終の見解を示す意味において、被告人の出頭を要するものとするのが望ましいのであります。そこで改正案においては、第一審の判

決がいろいろの意味で著しく重要性を増すこととなる点をも考慮いたしました。五千円以下の罰金又は科料に當る事件以外は、判決宣告の期日には必ず被告人の出頭を要するものとしたのであります。併し五千円以下の罰金及び科料に當る事件以外は、すべての公判期日に被告人の出頭を要するものとするのも安当でないもので、拘留に當る事件については、判決の宣告をする場合、長期三年以下の懲役又は禁錮に當る事件及び五千円を超える罰金に當る事件については、公判の冒頭即ち起訴状の朗読及びこれに関する被告人側の陳述の行われる場合の外は、被告人が任意に出頭しなければ、不出頭のまま公判手続を進行させることができないものとしたのであります。この場合にも裁判所は勿論被告人の出頭を命じ得るのであります。その他の事件は、公判の冒頭から判決の宣告まで、すべての公判期日に被告人の出頭を要するのであります。これは二百八十四條、二百八十五條、二百八十六條。

次は弁護人の出頭の点であります。次は弁護人の出頭であります。現在在死刑、無期及び短期一年以上の有期の懲役又は禁錮に當る事件につきましては、必ず弁護人の出頭を要し、若し弁護人がないか、又は出頭しないときは、國選弁護人を附することになつておるのであります。が、これでは大多数の事件が弁護人なくして開廷し得ることになるのであつて、被告人の弁護が十分でない憾みがあるばかりでなく、今回の改正で公判の手続が可なり複雑となり、而も法律知識を要する場合が多くなりますので、長期三年を超える懲役又は禁錮以上の刑に當る事

件については、すべて弁護人を要することとしたのであります。これが二百八十九條であります。

次は公判期日における手続及び証拠。檢察官の起訴状の朗読に始まり、証拠調べを経て、論告及び弁論に終る手続の大綱は、改正案におきましても現行法と大差はないのであります。が、公判手続に関する規定が複雑となつたために、公判期日における裁判長の訴訟指揮権の適切な運用に期待しなければならぬ点が極めて多いので、その法的根拠を明確に規定することとした外、証拠に関する規定即ち証拠能力及び証拠調べに関する規定について可なり根本的な修正を加えることとしたのであります。ただし証拠こそ事実認定の基礎をなすものであり、事実認定こそ法令の解釈にもまして刑事裁判の中心であるにも拘わらず、現行法はこの点について極めて僅かな規定を設けているに止まり、他は擧げて裁判官の自由裁量に委ねた。而も裁判官のこの点に関する自由裁量権の運用は必ずしもすべて適切安当であつたとはいえないのであります。そこで先ず証拠能力に関する規定を説明し、その後で証拠調べに関する規定について一言いたします。

自白の点について、新憲法は強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白の証拠能力を否定しております。これは任意になされたものでない自白を証拠としてはならないという意味であります。が、この趣旨を明らかにする規定を設けたのであります。これが三百十九條であります。更に新憲法は自白を唯一の証拠とし

て有罪の認定をしてはならないことを規定しております。この点につきましては、最高裁判所の判例によつて、公判廷における自白にはこの憲法の規定は適用されないということになつてゐるのであります。が、仮に憲法の解釈が判例の言ひ通りであつたといつても、公判廷における自白だけで有罪の判決をすることは危険であり、又實際にも、公判廷における自白以外に、犯罪事実の存否に關し全く他に証拠となる資料のない事件は殆んどないので、實務の上においても判例の解釈通りにしなければならぬ必要もないので、憲法の解釈は判例によるとしても、法律では公判廷における自白であっても、それだけでは有罪とされないことを明らかにしたわけであり、これは三百十九條の二項であります。

これに關連し、英米に行われてゐる罪狀認否、即ち公訴事実について有罪か無罪かを尋ね、有罪の申立があれば、証拠調べに入らず、そのまゝ判決の申渡しを行い、無罪の申立があつた場合に初めて証拠調べを行うという、いわゆるアレインメントの制度は、その純粹な形のもの、その申立が自白でなく、民事訴訟法の認諾的性質を持つものであるといつても、認諾といふことは刑事裁判の本質に反するばかりでなく、自白だけでは有罪の認定をしてはならないという憲法の規定の精神にも反しますので、今回の改正ではアレインメントの制度は採用しないこととしたのであります。

それから調査等の証拠能力。次にいわゆる聴取書又は尋問調査等の人の供述に代るべき書面の証拠能力については、従來から最も問題のあつたところ

でありましたが、新憲法施行前において採用すると共に、その例外に關する規

に檢証調査。三百二十一條の二項、三

告げられるのであるから、その後自己

ることとしたのであります。これ

をして取扱わしめず、他の裁判官をして行わしめることとした。これ

のとするが望ましいのであります。そこで改正案においては、第一審の判

場合が多くなり、長刑三年を

超える懲役又は禁錮以上の刑に当る事

であります。

更に新憲法は自白を唯一の証拠とし

述に代るべき書面の証拠能力について

は、従来から最も問題のあつたところ

であります。新憲法施行前においては、聴取書と尋問調書を区別し、聴取書は区裁判所の事件についてのみ証拠能力が認められるのであります。いづれにしても証拠能力がある限り、被告人が如何に信用すべきからざることを主張しても、それは公判廷において有罪認定の資料とすることになつていたのであります。併し新憲法は被告人に十分な証人を尋問する機会を與えなければならぬことを規定しているものであります。刑事訴訟法の應急的措置に關する法律によつて、聴取書にせよ、尋問調書にせよ、被告人から請求があれば、供述者自身を公判期日に喚問し、被告人に十分その供述者を尋問する機会を與えなければならぬことを規定したのであります。併しこの場合においては、供述者の公判期日における供述と、聴取書又は尋問調書の供述記載とが食い違つても、そのいづれを採るか裁判官の自由判断に委ねられていたのであります。憲法実施のための應急的措置としては、それで憲法の要求する最少限度を充てていると思ふのであります。今回の改正に當つては新たな見地より再検討することとしたのであります。

傳聞証拠の禁止。御承知の通り、米英においては傳聞証拠の禁止に關する証拠法上の原則があるのであります。本人の述べたことを記載した書面、又は本人の述べたことを聴き取つた者の供述を証拠とし得るのは、本人を喚問し得ない場合に限るのであります。それは本人を喚問する方が最も直接的であり、被告人も又十分に反対尋問をする機会が與えられることになるからであります。本案においてもこの原則を

採用すると共に、その例外に關する規定を詳細に定めることとしたのであります。第三百二十一條以下の規定がそれであり、次にその内容をやや詳しく述べることにいたします。

参考人に対する聴取書。法律は三百二十一條一項であります。第一は、被告人以外の者の作成した供述書、例えば始末書のごときものと、被告人以外の者の供述を録取した書面、その者の署名又は押印のあるもの、例えば参考人に対する聴取書については、これを裁判官の面前における供述を録取した書面と、檢察官の面前における供述を録取した書面と、その他の書面の三種に分ち、いづれの場合にも、供述者を公判期日又は公判準備において取調べ得る場合には、必ず取調べることを要することとし、その上で前後の供述に食い違ひがある場合には、裁判官の面前におけるものについては、そのいづれを採るか裁判官の自由裁量とし、檢察官の面前におけるものについては、前の供述即ち檢察官の面前における供述の方が、後の供述即ち公判期日、又は公判準備における供述よりも、より信用は公すべき特別の状況の存するときに限り、前の供述即ち書面の記載の方を証拠に取り得るものとす。その他書面、例えば司法警察官の聴取書のごときは、供述者が公判期日又は公判準備において取調べ得る限り証拠とすることができないうばかりでなく、取調べ得ない場合にも、その供述が犯罪事実の存否にとつて欠くことのできないうものであつて、而もその供述が特に信用すべき状況の下になされたものでなければ証拠にはならないことにしたのであります。

に検証調書。三百二十一條の二項、三項であります。検証の結果を記載した書面についても、裁判官の検証の結果を記載した書面と、その他のものとを分ち、裁判官の検証の結果を記載した書面は、そのまゝ証拠となるけれども、その他のものについては、檢察官、警察官等が証人に立ち、相手方の反対尋問を受け、尙その書面の真正なことの証明ができなければ証拠とすることができないこととし、鑑定書も同様としたのであります。

被告人に対する聴取書等。これは三百二十二條であります。

第二には、被告人の作成した供述書、例えば上申書のごときものと、被告人の供述を録取した書面で、被告人の署名又は押印のあるもの、例えば被告人に対する聴取書のごときものについては、証人の場合とやや異なり、その内容が被告人に不利な事実を承認しておるものである場合、例えば犯罪事実を自白しておる場合、或いはその供述が特別に信用のできる事情の下になされたものである場合に限り、証拠とすることができるのであります。かように証人の場合よりも被告人の場合の方が聴取書の証拠能力が廣く認められているのは、應急措置法第十二條にもその例があるのであります。証人は法廷において供述の義務があるので、証人は被告人は完全な黙秘権を有するので、被告人のみが知つておる事実について、捜査の段階における聴取書に証拠能力を全然認めないといふれば、事実の真相を発見するための手掛かりが全くなくなるということ、及び被告人は捜査の段階においても、取調べの冒頭において供述拒否権があることを

告げられるのであるから、その後自己に不利な供述をしておれば、それは眞実であることが多いことにその根拠があるのであります。勿論かような被告人の供述が、任意になされたものでない疑ひがあるときは、証拠とならないのであります。又裁判所は証拠調べ前に、この点を調査しなければならぬことも、特に規定を置いてその趣旨を明らかにしたものであります。それが三百二十五條であります。

第三に、その他の書面で、その性質上人の供述に代るべきものであれば、公務員が職務上証明することができ、事実について作成したもの、商業帳簿のごとき業務の通常の過程において作成されたものの外、特に信用すべき状況下で作成された書面、例えば日記帳のごときものに限り証拠能力を認めることとしたのであります。

次に傳聞の供述。人が被告人又は第三者の供述を聴いてその内容を述べることは、文字通り傳聞であつて、前述の聴取書を提出する場合と異ならないので、これについても聴取書の場合と同様の制限の下にのみ証拠となし得ることとしたのであります。

次は訴訟關係人に異議のない書面又は供述等。以上が新たに設けられた証拠能力に關する規定の最も重要な部分であります。訴訟關係人に異議がない場合には、勿論かような制限によることを要しないばかりでなく、檢察官及び被告人又は弁護人が合意の上、或る文書の内容又は或る証人の供述の内容を書面に記載して提出すれば、その文書又はその証人を取調べないでも、提出された書面を証拠とすることができ

ることになります。これは訴訟經濟を圖つた規定であります。反証としてのみ使用できる証拠。以上の規定によつて証拠とすることができない書面又は供述であつても、証人等の供述の証明力を争うためには、これを使用する事ができるのであります。例へば警察官の聴取書であつても、証人が法廷で前書を讀した場合には、その聴取書を提出して、法廷での供述の信用すべきからざることを立証することができるとあります。併し仮にかような立証ができるとしても、その聴取書を直接に事實認定に用いることはできない。單に反証としてのみ使用し得るに過ぎないのであります。これは三百二十八條であります。

次は物証。物的証拠が従来通り証拠となることは言うまでもありません。次に証拠調について一言いたします。訴訟の形式が、従来よりも可なり當事者主義的になる關係から、証拠調べは、檢察官、被告人又は弁護人の請求を待つて行われるのが、今までよりも強い意味で原則となるのであります。併し裁判所も職権で証拠調を行うことは勿論できるのであります。當分新たな訴訟形式に習熟するまでは、職権による証拠調に期待すべき点も少くないと思はれるのであります。

次は、証拠調請求の予告。証人等の取調を請求するには、予め相手方に如何なる証拠の取調を請求するかについて、その氏名及び住居を知る機会を與えなければならぬこととした。これを証拠物、証拠書類については、これを閲覧する機会を與えなければならぬこととしたのであります。相手方に異議を申立てる機会を確保せんとする趣

第四部 司法委員會會議錄第三十四号 昭和二十三年五月二十九日 【要略】

九

765

旨であります。同様に、裁判所が職権で証拠調の決定をするには、同当事者の意見を聴かなければならないものとしたのであります。

檢察官の冒頭陳述。かくして、請求により又は職権で証拠調を行うのであります。裁判所は事件の内容を深く理解せずして法廷に臨むため、手続の進行に混乱を生ずる虞がありますので、檢察官は証拠調の冒頭において、これから何を立証せんとするかを明らかにしなければならぬものとしたのであります。これが二百九十六條。

証拠調の範囲、順序、方法の決定。又裁判所も当事者の意見を聴いて、予め又は手続の適当な段階において、証拠調の範囲、順序、方法を定めることができることとして、以て手続の円滑なる進行を期することとしたのであります。これが二百九十七條であります。

証拠調の方式。証拠調の方式につきましては、いわゆるクロス・エグザミネーションの方式を採用することも一應考慮いたしました。が、英米のごとき長い歴史を有するところでは相当なる成績を挙げているが、これを今直ちに我が國に採入れることについては尙多くの研究を要する点もありませんので、証人等は、一應従来の通り裁判長又は陪席の裁判官が先に尋問し、次に請求した当事者が尋問することにいたしましたのであります。併し場合によつてはこの順序を変更し、請求をした当事者をして先に尋問せしめることもできることとし、運用の妙に俟つこととしたのであります。これは三百四條であります。

次は証拠書類及び証拠物。証拠書類及び証拠物の取調については、その性質に鑑み、請求者をして朗読せしめ又は展示せしめるのを相当と考え、従来の規定を変更したものであります。これは三百五條、三百六條、三百七條であります。

次は被告人尋問。最後に被告人の尋問であります。従来のごとく形式の被告人尋問は当事者としての被告人の地位にふさわしくないもので、これを改め、公判の冒頭において、起訴狀の朗読が終つた後、裁判長から黙秘権及び供述拒否権があることを告げた上、尙被告人が供述を拒まない場合にのみ随時その供述を求め得ることとしたのであります。これは三百十一條であります。

以上が公判期日における手続の大綱であります。尙公判に關連いたしました二の三の改正された点を申述べて置きたいと思ひます。

起訴狀の変更。三百十二條。その一は、起訴狀の変更であります。起訴狀に訴因及び罰條を正確に記載すべきことは先程申しましたが、公判の途中において、公訴事實の同一性を害しない限度において、訴因及び罰條の変更を許し又は裁判所が変更を命じ得ることとしたのであります。これは或る訴因について証明がなければ、裁判所は無罪の言渡をしなければならぬのであるが、一旦無罪の言渡があれば、事實が同一である限り、再び別の訴因では公訴の提起ができないからであります。それは憲法第三十九條の一事不再理の規定から来る結論であります。例えば、詐欺を訴因として起訴した後、証拠調の結果恐喝と認められれば、檢察官から訴因の変更を申出で、又は予備的に恐喝の訴因を追加すべきことを申出ることができ、又裁判所も檢察官に訴因を変更又は追加すべきことを命ずることとなるのであります。勿論かような訴因の追加変更等によつて被告人の防禦に實質的不利益を生ずることを避けるため、適当な期間公判手続を停止して、被告人に十分な防禦の準備をさせなければならぬこととなつております。

次は第一審判決と保釈及び勾留。その二は保釈又は勾留の執行停止中の者について、禁錮以上の実刑の宣告があれば、その確定を待たず、保釈及び勾留の執行停止はその効力を失うことになつたのであります。それは三百四十三條であります。尙無罪、免訴、執行猶予等の判決があれば、やはりその確定を待たないで、勾留の効力が消滅することとしたのであります。これが三百四十五條であります。これは一審判決があるまでは被告人は無罪の推定を受け、多くの場合保釈を許される権利を持つが、一旦一審判決で有罪と決まれば、その後はかような推定を受けるのは安当でないという思想に基づくものであります。殊に今回の改正においては、第一審が従来にも増して慎重となる結果、かような考え方も許されるものと思ふのであります。勿論一旦保釈がその効力を失つても、裁判所の裁量によつて保釈を許すことはできるのであります。

次は保釈の問題であります。三百四十八條であります。その三は保釈の裁判であります。これは罰金、科料又は追徴の裁判を言渡す場合に、判決の確定を待つてはその執行をすること

ができないか、又はその執行に著しい困難を生ずる虞があるときに、判決確定前その金額の保釈金を命ずるのであります。判決が確定すれば、その限度において、保釈金の金額は確定判決の執行とみなされ、又超過金は返還されることは勿論であります。

次は第三編上訴のところを申し上げたいと思ひます。

第一章通則の点であります。被告人の法廷代理人又は保佐人の上訴権。現行法においては、被告人の法廷代理人又は保佐人の上訴権を、被告人の意思如何を問わない独立上訴権を規定してあるものであります。が、本案におきましては、これを被告人の明示した意思に反することのできない被告人のためにする上訴権に改めると共に、被告人は、法廷代理人又は保佐人の同意を得なくとも、上訴の取下ができることに改めたのであります。これは要するに刑事訴訟の上訴においては、被告人本人の意思を第一と考え、法廷代理人又は保佐人の誤った措置によつて、被告人がその意思に反して不利益を受けることを避けようとする趣旨に出でたものであります。これが三百五十三條、三百五十九條であります。

次は上訴権の放棄の停止。判決言渡期日には、無微な事件を除き、必ず被告人の出頭を要することとしたのは、特に被告人の上訴権を保護する趣旨に出でたのであります。が、更にこの思想を徹底したとして、上訴権は放棄を許さない権利とするのが、被告人を保護するゆえんであるとして、上訴の放棄という制度を廃止いたしました。尙、後に説明いたしますごとく、控訴及び上告の提起期間を十四日とい

たしたので、上訴の提起期間中の未決勾留の日数は、上訴申立後の未決勾留の日数を除き、全部これを本刑に通算することとしたのであります。これは四百五十九條であります。

次は上訴制度。控訴及び上告は、現行制度を改め、控訴審はこれを原判決の可否を審査するいわゆる事後審とし、上告審は、原則として、憲法違反又は判決違反のみを審査する審級としたのであります。これは第一審において極めて徹底した直接審理主義、公判中心主義を採用し、第一審にすべての攻撃及び防禦の資料を集中し、重にその審理をすることとしたので、控訴審を現行法通り覆審とする必要が認められないからであります。右に伴い審級制度もこれを改めまして、地方裁判所又は簡易裁判所の第一審の判決に対する控訴は、すべて高等裁判所がこれを管轄するものとし、これに關する裁判所法の改正法律案は引續き國會に提出されるところであります。

次は控訴。改正控訴審の要點は、次の諸点であります。一つは、控訴の提起期間を十四日とした。三百七十三條であります。次は控訴の申立の理由は、次の通りであります。三百八十四條であります。一つは訴訟手続の法令違反、絶対的控訴申立の理由となる場合以外、判決に影響を及ぼす場合に限る控訴申立の理由となる。次は、判決に影響を及ぼす法令の適用の誤り。次は刑の量定の不当。次は判決に影響を及ぼす事實の誤認。次は再審の事由。次は判決があつた後の刑の廃止若しくは変更又は大赦であります。次に、裁判所の規則で定める期間内に、控訴趣意書を差出さなければならぬ

ということになつております。これは

要點は、次の諸点であります。

次は第四編及び第五編の再審及び非

判の迅速性にも障害となり、更に裁判

理事

四條であります。
例えは、詐欺罪を以て起訴した
後、証拠調の結果恐喝と認められ
又は近親の被害を言渡す場合に、判決
の確定を待つてはその執行をすること
に、裁判所の規則で定める期間内に、
控訴趣意書を差出さなければならない

といふことになつております。これは
三百七十六條であります。次は、控訴
趣意書は、本案及び裁判所の規則で定
める方式に従わなければならないとい
ふことになつております。これは三百
七十七條以下三百八十三條まであり
ます。次は、左の場合には、決定で控
訴を棄却することが出来ます。それは
三百八十五條、三百八十六條でありま
す。一つは、控訴の申立が法令上の方
式に違反したとき。又は、控訴の申立
が控訴権の消滅後にされたとき。次は、
期間内に控訴趣意書を差出さないとき。
次は、控訴趣意書が法令上の方式
に違反しているとき。次は、控訴趣意
書の理由が記載されていないときであり
ます。次は、附帯控訴を廃止いたしま
した。更に次は、被告人のためにする
弁論は、弁護人で行なければこれを
することができず、被告人は必ずしも公判
期日に出頭するを要しないのでありま
す。これは三百八十八條、三百九十
條であります。次は控訴裁判所は、義
務として控訴趣意書に包含された事項
を調査しなければならぬが、更に職
権で控訴趣意書に包含されない事項を
も調査することができるとしたのであ
ります。これは三百九十二條でありま
す。次は、控訴裁判所は、原判決を破
棄するかどうかを決するに必要の限
度において、事実の取調をすることが
できます。これは三百九十三條でありま
す。次は、原判決を破棄したときは、
原則として差戻又は移送をするが、直
ちに判決することもできるとしたこ
とであります。これは三百九十八條以下
四百條であります。改正上告審の

要点は、次の諸点であります。
一、上告の提起期間を十四日とした
こと。二、上告の申立の理由は、憲法
違反又は判例違反に限ることとしたこ
とであります。これは四百五條であり
ます。三、憲法違反又は判例違反がな
い場合でも、法令の解釈に関する重要
な事項を含むものと認められる事件を
裁判所の規則に定めるところにより、
みずから上告審として受理することが
できるとしたことであります。これは
四百六條であります。かくして受理し
た事件は通常の上告事件と変りがない
のであります。四は、跳躍上告を廃止
する。五は、附帯上告を廃止する。六
は、上告審においては、被告人を召喚
することを要しないとしたのであります。
これは四百九條であります。それから
七は、憲法違反又は判例違反のない場
合でも、法令違反、重大な事実の誤認
等があつて原判決を破棄しなければ著
しく正義に反すると認められた場合に
は、原判決を破棄することができると
したことであります。これは四百十一
條であります。八は、原判決を破棄し
たときは、原則として、差戻又は移送
するか、直ちに判決することができ
るとしたことであります。これは四百十
二條、四百十三條であります。九は、
上告裁判所の判決については、訂正判
決の制度を設けたことであります。こ
れは四百十五條乃至四百十八條あり
ます。

次は特別抗告、第四章抗告につぎま
しては、既述現行法と変りはありません
が、ただ特別抗告の理由を應急措置
法よりも厳格に、憲法違反のみならず、
判例違反もその理由に加えたわけであ
ります。これは四百三十三條でありま
す。

次は第四編及び第五編の再審及び非
常上告であります。非常上告につぎま
しては、現在の規定と余り変更はあり
ません。再審につぎましては、被告人
に不利な再審に関する規定はすべて
削除しましたが、これは應急措置法以
来すでに効力を失つていたのでありま
す。

第六編略式手続。略式手続につぎま
しては、二三憲法違反の意見もありま
したが、現在多くの裁判所で實際に行
われており、政府も憲法違反ではない
と考えているので存置することにいた
したのであります。ただ略式命令をな
し得る限度を五千円以下の罰金及び科
料に限り、且つ被疑者が異議のない場
合にのみ認めるとしたものでありま
す。更に正式裁判の申立権者を、
従前は本人のみと解されておりました
が、一般の上訴権者即ち法定代理人、
弁護人等にも認めて、正式裁判を求め
得る途を廣くしたのであります。

第七編の裁判の執行の点でありま
す。現在の規定に対して重要な変更を
加えた点はありませんが、死刑の執行
につぎまして、今までは判決確定後、
一定の期間内にその執行をしなければ
ならないという規定はなかつた
のであります。確定判決を尊重しな
ければならないという趣旨から、一應
六ヶ月の期限を設けることとしたこと
と、及び貧困者のため訴訟費用の負
担を免除する途を開いたこと、この二
点が主な改正であります。

次は私訴の点であります。附帯私訴
の制度は、これを廃止することとい
はれました。附帯私訴も実益のない制度
ではありませんが、一般的にいって余
り利用せられることがなく、又刑事裁

判の迅速性にも障害となり、更に裁判
官の専門化の傾向のある今日、民事訴
訟はやはり民事訴訟の手続によつて十
分審理することを安当と考え、廃止す
ることになったのであります。

以上で、一應御説明を終ります。尚
詳細の点につぎましては、御質問に應
じまして、又随時申上げることにな
したいと思ひます。

○委員長(伊藤修君) では、以上で一
般説明を終りました。本案に対してし
ては、大体六月の三日以降これを審議
いたしたいと思ひます。それまで、十
分御研究を願うことにいたします。六
月三日以降は、大体原則といたしまし
て、午後一時から刑事訴訟法の審議に
当たりたいと思ひます。

尚三日の日を一般質疑といたして、
以後質疑の終了次第、各條審議に入り
たいと思ひます。

尚この際お語りして置きたいと存じ
ますが、本案に対しては、公聴会
を開きたいと思ひますが、御異議はあ
りませんか。

○委員長(伊藤修君) では、公聴会を
開くことにいたします。公聴会の日取
は、大体十一、十二両日頃を当てたい
と存じます。口述人の選定並びに詳
細は、委員長に御一任を願うことに御
異議はありませんか。

○委員長(伊藤修君) では、委員長に
おいて、さよう取計いたします。では、
本日は、これを以て散会いたします。
午後零時四十九分散会
出席者は左の通り。

理事 鈴木 安孝君
岡部 常君
委員 齋 武雄君
大野木秀次郎君
水久保基作君
遠山 丙市君
鬼丸 義賢君
前之園喜一郎君
來馬 琢道君
富城タマヨ君
西田 天香君
國務大臣 鈴木 義男君
國務大臣 鈴木 義男君
政府委員 検務長官 木内 曾益君
法務廳事務官 (検務局長) 國宗 榮君

五月二十九日日本委員会に左の議案を付託された。
一、福岡高等裁判所長崎支部設置に
關する陳情(第四百三三號)
第四百三三號 昭和二十三年五月二十
日受理
福岡高等裁判所長崎支部設置に關する
陳情
長崎縣議會議長 岡本直行
長崎地方裁判所管内の地方裁判所支部
は、八箇所の内四箇所も離島に散在し
てゐるのは他縣にその例を見ないこと
であるが、このため福岡高等裁判所に
上訴するにも往復に多くの日数と費用
を要するため上訴権を放棄する者もあ
るから、この不利不便を救済する方途
として、長崎市に福岡高等裁判所支部
を設置せられたいとの陳情。

第四部 司法委員会會議録第三十四号 昭和二十三年五月二十九日
第四部 司法委員会會議録第三十四号 昭和二十三年五月二十九日

第四部 司法委員会會議録第三十四号 昭和二十三年五月二十九日

第四部 司法委員会會議録第三十四号 昭和二十三年五月二十九日

第四部 司法委員会會議録第三十四号 昭和二十三年五月二十九日

第四部 司法委員会會議録第三十四号 昭和二十三年五月二十九日

第四部 司法委員会會議録第三十四号 昭和二十三年五月二十九日

第四部 司法委員會會議錄第三十四号 昭和二十三年五月二十九日【参議院】

一

(第四部)

昭和二十三年七月二十二日印刷

昭和二十三年七月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局

(二六八)